

# フォークリフト運転技能講習

【茨城労働局長登録教習機関 登録番号 3-3】

1. 目的 労働安全衛生法第61条に基づく、1t以上のフォークリフト運転業務に従事する者の技能講習

2. 講習期間 学科：1日間 9時00分開始  
実技：3日間 8時30分開始

3. 受講資格 18歳以上（普通自動車以上の運転免許所有者）

4. 講習内容 【定員20名】

区分	講習科目		時間 (休憩時間除く)
第一日	学科	法及び規則中のフォークリフトについての規制に関する知識	1
		フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	2
		荷役に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識	4
		修了試験	1
第二日 ┆ 第四日	実技	フォークリフトの荷役の操作	4
		フォークリフトの走行の操作	20
		修了試験	

5. 受講料 会員 ¥36,630 (テキスト代支部負担 税込)  
非会員 ¥38,280 (テキスト代 ¥1,650 税込)